

平成13年3月28日
官 内 庁
最終改正 平成18年3月30日

行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準

- 第1 行政文書該当性の判断基準
- 第2 不開示情報該当性の判断基準等
- 第3 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準
- 第4 開示実施手数料の減額又は免除に関する審査基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）に基づいてなされた開示請求について、開示決定等を行う際の審査の基準は、次のとおりとする。

第1 行政文書該当性の判断基準（法第2条第2項関係）

開示請求に係る文書が法第2条第2項に規定する行政文書に該当するかどうかの判断については、以下の基準に基づいて行う。

1 行政文書（法第2条第2項本文）

- (1) 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいうものであること。作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではないこと。
- (2) 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、行政機関が現に事務及び事業において用いている記録の形式を網羅するものであること。
- (3) 「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状態で表現したものを感じ、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれるものであること。

- (4) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要がある記録も含まれるものであること。
- (5) 電子計算機による情報処理のためのプログラムは「電磁的記録」に含まれるものであること。
- (6) ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は「電磁的記録」に含まれないものであること。
- (7) 「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味すること。
- (8) 次のようなものは「組織的に用いるもの」には該当しないものであること。
- ① 職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）
 - ② 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
 - ③ 職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除かれる。）
- (9) 作成又は取得された文書等が、どのような状態にあれば組織的に用いるものに該当することになるかということについては、次のような点に関して総合的に考慮し、実質的に判断することであること。
- ① 作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得されるものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）
 - ② 利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）
 - ③ 保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）
- (10) 作成又は取得された文書等が、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかということについては、当該組織における文書等の利用又は保存の実態により判断することであること。この場合、例えば、次のようなものが一つの目安になると考えられるものであること。

- ① 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点
 - ② 会議に提出した時点
 - ③ 申請書等が行政機関の事務所に到達した時点
 - ④ 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等
- (11) 「当該行政機関が保有しているもの」とは、所持している文書をいうものであること。ここでいう「所持」とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書等を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書等を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。）していれば「所持」に該当し、「保有しているもの」に該当することになるものであること。
- (12) 一時的に文書を借用している場合や、文書を預かっている場合など、当該文書等を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえないものであること。

2 官報、白書、新聞等（法第2条第2項第1号）

- (1) 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、行政文書に該当しないものであること。
- (2) 「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」には、紙媒体のものだけでなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれるものであること。
- (3) 行政機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、行政文書として開示請求の対象となるものであること。

3 歴史的資料等（法第2条第2項第2号）

- (1) 「政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は、行政文書に該当しないものであること。
- (2) 宮内庁においては、用度課（三の丸尚蔵館）、書陵部及び正倉院事務所が「政令で定める公文書館その他の機関」に該当するものであること。

第2 不開示情報該当性の判断基準等（法第5条関係）

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断については、以下の基準等に基づいて行う。

1 開示・不開示の基本的考え方

法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政に関する情報は原則開示との立場に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを比較衡量する必要がある。

2 不開示情報該当性の判断の時点

- (1) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が法第5条各号に規定されている不開示情報に該当するかどうかの判断は、開示決定等の時点において行うものであること。
- (2) 不開示情報該当性は、開示請求があつた都度判断されるべきものであることから、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当することになるものではないこと。
同様に、ある時点において不開示情報に該当しなかつた情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当しないことになるものではないこと。

3 個人に関する情報についての判断基準（法第5条第1号）

- (1) 特定の個人を識別することができる情報等について（法第5条第1号本文）
 - ① 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるものであること。
 - ② 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味するものであること。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれること。
また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。
- (2) (個人情報の具体例)
 - ・氏名、住所、本籍等に関する情報
 - ・健康状態、体力、病歴等に関する情報
 - ・思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報
 - ・学歴、職歴等に関する情報
 - ・交際関係、動静、生活状況、社会的な活動状況等に関する情報
 - ・家族、親族、家庭状況等に関する情報
 - ・収入、支出、財産等に関する情報
- (3) 「特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、生年月日その他の記述の部

分だけではなく、氏名、生年月日その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体であること。

④ 「その他の記述等」の具体的な例としては、次のようなものがあること。

(「その他の記述等」の具体例)

- ・住所、電話番号、役職名等
- ・振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等の個人別に付された記号、番号
- ・敬称
- ・写真中の個人の顔及び身体等

⑤ 氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても、当該開示請求に係る行政文書に記録されている情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる場合には「特定の個人を識別することができるもの」に含まれるものであること。

⑥ 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるものであれば、当該情報は「特定の個人を識別することができるもの」に含まれるものであること。どのような情報が、照合の対象となる「他の情報」に該当するかについては、当該個人情報の性質や内容等に応じて判断するものであること。

(照合の対象となる「他の情報」の具体例)

- ・公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報
- ・当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報

⑦ 開示請求に係る行政文書に記録されている情報に関し、その個人識別可能性の有無の判断は、当該情報の性質や内容等に応じて行うものであること。

⑧ 例えば、集団に属する者に関する情報については、当該集団の規模が小規模になるほど、当該情報の個人識別可能性が高まるものと考えられるものであること。

⑨ また、特定の集団に属する者に関する情報の中には、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、当該情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合のように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報に関し個人識別性を認めるべき場合があるものであること。

⑩ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかについては、個人の人格と密接に関連する情報であるかどうか、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報であるかどうか等の観点から判断するも

のであること（これらの情報に該当する場合には不開示情報として扱われるものであること。）。

（該当するものの具体例）

- ・匿名の作文
- ・カルテ
- ・無記名の個人の著作物

（2）法令の規定により公にされている情報等について（法第5条第1号イ）

- ① 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めていいる規定に限られるものであること。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められている規定は、ここでいう「法令の規定」には該当しないものであること。
 - ② 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること、又は公にすることが予定されていることで足りるものであること。
 - ③ 当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には該当しないものであること。例えば、取材等でたまたま明らかになっているものだけでは、一般的には「慣行として」には該当しないものであること。
 - ④ 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆（不特定多数の一般人）の知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はないものであること。
 - ⑤ 過去に「公にされ」た情報であっても、時の経過により、開示請求の時点では「公にされ」ているとは見られない場合があること。
 - ⑥ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいうものであること。
 - ⑦ 「公にすることが予定されている情報」には、ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされているものも含まれるものであること。
- （3）「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について（法第5条第1号ロ）
- ① 個人情報を公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回ると認められる場合には、当該個人情報を開示するものであること。
 - ② 現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるものであること。

③ 本号の適用については、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて判断するものであること。

(4) 公務員等に関する情報について（法第5条第1号ハ）

① 「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員のことであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わないものであること。また、国務大臣、国会議員、裁判官等を含むものであること。

② 「公務員等」には、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用されるものであること。

③ 公務員等の「職務の遂行に係る情報」が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人の個人情報でもある場合には、各個人ごとに当該情報の不開示情報該当性を判断するものであること。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを個別に検討し、いずれかが不開示情報に該当すれば、当該情報は不開示とされるものであること。

④ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味すること。

（該当するものの具体例）

・行政処分その他の公権力の行使に係る情報

・職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報

⑤ 「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とするものであることから、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではないものであること。

⑥ 「職務の遂行に係る情報」については、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、各府省庁間の申合わせにより、特段の支障を生じるおそれがある場合（ア氏名を公にすることにより、法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、イ氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第1号イ）に当該することとなる。すなわち、当該公務員の職名及び氏名については、法第5条第1号ハとともに同号イが重量的に適用され、個人情報としては不開示とならないことになるものであること。

（公務員等の職名及び氏名が法第5条第1号イに該当するとされる具体例）

- ・人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合
 - ・行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思を持って（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職名と氏名とが掲載されている場合
- (5) 本人からの開示請求について
- ① 本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合、開示請求者が本人であることによる特別の考慮は行わないものであること。
 - ② 本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合も、特定の個人（当該開示請求を行った本人を含む。）が識別される情報であれば、法第5条第1号のイからハ又は第7条に該当しない限り、不開示となるものであること。

4 法人その他の団体等に関する情報についての判断基準（法第5条第2号）

- (1) 「法人その他の団体に関する情報」及び「事業を営む個人の当該事業に関する情報」について（法第5条第2号本文）
 - ① 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるものであること（なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報については、法第5条第6号等の規定に基づき不開示情報該当性を判断するものであること。）。
 - ② 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味すること。
 - ③ 法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあることから、法第5条第1号の個人情報に該当し不開示とされる場合があること。
 - ④ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断するものであること。
- (2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について（法第5条第2号ただし書）
 - ① 法第5条第2号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報を開示しなければならないものであること。

- ② 現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるものであること。
 - ③ 法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との間に明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合があり得るものであること。
- (3) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について（法第5条第2号イ）
- ① 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指すものであること。
 - ② 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指すものであること。
 - ③ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであること。
 - ④ 「害するおそれ」があるかどうかの判断については、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあることから、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して行うものであること。
 - ⑤ 「おそれ」の判断については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであること。
- (4) 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」について（法第5条第2号ロ）
- ① 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれないものであること。
 - ② 行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があつた情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は、任意提供情報に含まれるものであること。
 - ③ 「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれるものであること。
 - ④ 「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示をしないことをはじめ、第三者に対して当該情報を提供しないという意味であり、特定の行政目的以外の目

的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も、通常含まれるものであること。

- ⑤ 「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も、どちらも含まれるものであるが、いずれにしても法人等又は事業を営む個人と行政機関双方の合意により成立すること。条件を設ける方法については、默示的なものも含まれるものであること。
- ⑥ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りないものであること。
- ⑦ 公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するものであるが、必要に応じ、その後の変化も考慮すること。
- ⑧ 公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合は、本号には該当しないものであること。

5 国の安全等に関する情報についての判断基準（法第5条第3号）

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいうものであること。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられるものであること。
- (2) 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいうものであること。
- (3) 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等が含まれるものであること（以下「他国等」という。）。
- (4) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいうものであること。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる、他国等との今後の関係に支障を及ぼすこととなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当するものであること。

(5) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいうものであること。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられるものであること。

6 公共の安全等に関する情報についての判断基準（法第5条第4号）

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」について

① 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であること。

② 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいうものであること。国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しないものであること。

③ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいうものであること。

④ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいうものであること。

⑤ 「公訴の維持」とは、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為のこと。）に伴い、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決に至るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指すものであること。

⑥ 「刑の執行」とは、刑法第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいうものであること。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当するものであること。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」について

① 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味するものであること。

② 刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜査・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続きに準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無

差別大量殺人行為を行った団体を含む。) の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれるものであること。

- ③ 公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も含まれるものであること。

(該当するものの具体例)

- ・重要施設の図面等の情報
- ・要人の動静に係る情報

- ④ 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、法第5条第6号の規定により開示・不開示を判断するものであること。

7 審議、検討等に関する情報についての判断基準（法第5条第5号）

- (1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味するものであること。

- (2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人において意思決定に至るまでの過程の各段階において行われる様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいうものであること。

- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいうものであること。適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものであること。

(該当するものの具体例)

- ・審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（この場合には、法第5条第4号等の他の不開示情報に該当する可能性もある）
- ・行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報であり、公になると外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合

- (4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいうものであること。情報が公に

されることによる国民への不当な影響が生じないようにすることを趣旨とするものであること。

(該当するものの具体例)

- ・特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合
- (5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいうものであること。事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにすることを趣旨とするものであること。
- (該当するものの具体例)
 - ・施設等の建設計画の検討状況に関する情報であって、開示をすることにより、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るような場合
 - ・違法行為の事実関係について調査中の情報であって、開示をすることにより、結果的に違法・不当な行為を行っていなかつた者が不利益を被るような場合
- (6) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮しても、なお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味するものであること。予想される支障が「不当」なものであるかどうかについては、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断することであること。
- (7) 意思決定後の取扱い等について
 - ① 審議、検討等に関する情報については、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであること。
 - ② 当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得るものであること。
 - ③ 審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学

的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、当該情報については、一般的に、本号に該当する可能性が低いものと考えられるものであること。

8 事務又は事業に関する情報についての判断基準（法第5条第6号）

- (1) 「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について（法第5条第6号本文）

① 本号は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを、「次に掲げるおそれ」として、イからホまで例示的に掲げた上で、これら以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものであること。

② 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて判断することを趣旨とするものであること。

（該当するものの具体例）

- ・同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

③ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断に当たっては、各規定の要件の該当性を客観的に判断することである。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上の「適正な遂行」といえるものであること。

④ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものであること。

⑤ 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであること。

- (2) 監査、検査等に関する情報について（法第5条第6号イ）

① 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいうものであること。

② 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいうものであること。

③ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいうものであること。

④ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいうものであること。

- ⑤ 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人間に割り当てて負担させること又は租税その他の収入をとることをいうものであること。
- ⑥ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であるが、これらの事務に関する情報の中には、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがある情報や、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報があることから、このような情報について、不開示とするものであること。

(該当するものの具体例)

- ・監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるもの
- ・事後であっても、例えば、違反事例等の詳細にわたる情報のように、これを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなもの

(3) 契約、交渉又は争訟に関する情報について（法第5条第6号ロ）

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟については、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行していく必要があり、当事者としての利益を保護する必要があることから、公にすることにより、財産上の利益が損なわれるような情報や、当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあるような情報については、不開示とするものであること。

(該当するものの具体例)

- ・入札予定価格等のように、公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれるような情報
- ・交渉や争訟等の対処方針等に関する情報のように、公にすることにより、当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあるような情報

(4) 調査研究に関する情報について（法第5条第6号ハ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、調査研究がその成果を上げるために、従事する職員が発想、創意工夫等を最大限に發揮できるようにすることが重要であることから、調査研究に係る事務に関し、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報については、不開示とするものであること。

(該当するものの具体例)

- ・知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより、成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - ・試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
- (5) 人事管理に関する情報について（法第5条第6号ニ）
国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務に関する情報のうち、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものについては、不開示とするものであること。
(該当するものの具体例)
 - ・職員の任免に関する情報
 - ・職員の勤務評定に関する情報
 - ・職員の懲戒に関する情報
 - ・職員の給与に関する情報

(6) 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報について（法第5条第6号ホ）
① 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があることから、公にすることにより、これを害するおそれがある情報については、不開示とするものであること。
② 「正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断するものであること。

第3 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準（法第8条関係）

開示請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断については、以下の基準に基づいて行う。

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」について（法第8条）
 - (1) 開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合については、本条により不開示とするものであること。

- (2) 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もあること。
- (3) 例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書についてなされた開示請求は、当該行政文書に記録されている情報は個人情報に該当するので不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在を明らかにしてしまうことから、本号により不開示とされるものであること。
- (4) 特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型の全てについて生じうるものであること。
- (該当するものの具体例)
- ・特定の個人の病歴に関する情報（法第5条第1号）
 - ・特定の個人の交際や動静等に関する情報（法第5条第1号）
 - ・先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（法第5条第2号）
 - ・情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（法第5条第3号）
 - ・犯罪の内偵捜査に関する情報（法第5条第4号）
 - ・買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（法第5条第5号）
 - ・特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（法第5条第6号）

2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することになるものであること。

第4 開示実施手数料の減額又は免除に関する審査基準

施行令第14条第1項に基づく開示実施手数料の減額又は免除についての判断は、以下により行う。

1 行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるかどうかについては、施行令第14条第3項の規定により申請書に添付される書面等を基に判断する。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていること以外の事実を理由とする場合の当該事実を証明する書面については、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態にあることを証明する書面を想定しており、例えば、同一の世帯に属する者のすべてが市町村民税が非課税であることを証明する書面等が挙げられる。

2 開示実施手数料を減免することが適當と認めるときは、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額を基に算定した額が2,000円を超える場合には2,000円を減額し、2,000円以下となる場合には当該2,000円以下の額を免除することとする。